

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	津野町

## 津野町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 津野町産業課  
所在地 高知県高岡郡津野町永野225-1  
電話番号 0889-55-2021  
FAX番号 0889-55-2022  
メールアドレス [sangyou@town.kochi-tsuno.lg.jp](mailto:sangyou@town.kochi-tsuno.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ、カラス類（ハブトガラス、ハシロガラス、ミヤガラス）、カワウ、ゴイサギ・アオサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	高知県高岡郡津野町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	1,945千円、180a
	野菜・山菜	1,112千円、65a
	果樹	85千円、37a
ニホンジカ	野菜・山菜	389千円、22a
	果樹	26千円、8a
サル	水稲	108千円、10a
	野菜・山菜	1,075千円、57a
	果樹	154千円、57a
ハクビシン	野菜・山菜	184千円、103a
	果樹	263千円、95a
ノウサギ	水稲	257千円、21a
	野菜・山菜	33千円、20a
カラス類	水稲	148千円、13a
	野菜・山菜	237千円、11a
	果樹	61千円、20a
カワウ	川魚等	0千円
ゴイサギ・アオサギ	水稲	0千円、0a
	川魚等	0千円

## (2) 被害の傾向

### ①イノシシ

・イノシシによる被害は12月～5月にかけて筍への被害、8月～10月にかけて水稲、イモ類への食害が多発している。また、年間を通して野菜等への食害、果樹への根の掘り起こし等の被害も多く発生している。生息頭数は増加傾向にあり、被害区域は町内全域である。被害金額も高額を推移している。

### ②ニホンジカ

・ニホンジカによる被害は、年間を通して発生している。特に通年で農地への被害が多発している。ニホンジカによる特徴的な被害として、果樹の剥皮被害や若芽を噛み干切られる被害が挙げられ、生息域は町内全域に広がっている。生息頭数は、増加傾向にある。

### ③サル

・ニホンザルによる被害は、年間を通して発生している。特にイモ類、トウモロコシ、果樹への食害が多発している。被害区域は津野町山間集落が中心ではあるが、人家や国道などでの目撃情報が多くなってきている。

### ④ハクビシン

・ハクビシンによる被害は年間を通して野菜、果樹への食害が多く発生している。被害区域は、町内全域に広がっている。

### ⑤ノウサギ

・ノウサギによる被害は年間を通して野菜、果樹への食害が多く発生している。また、7月～10月にかけて、稲への被害も増えている。被害区域は、町内全域に広がっている。

### ⑥カラス類

・カラスによる被害は、夏から秋を中心に発生している。果樹、トウモロコシ等の農作物への食害が多くなっている。被害区域は町内全域に広がっている。

### ⑦カワウ

・カワウによる被害は夏場に集中して発生しており、放流稚鮎への食害が顕著である。被害区域は、町内全域に広がっている。

### ⑧ゴイサギ・アオサギ

・ゴイサギ・アオサギによる被害は夏場に集中して発生しており、放流稚鮎への食害が顕著である。近年では、水稲への被害も報告されている被害区域は、町内全域に広がっている。

### (3) 被害の軽減目標

#### 1. 被害金額

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	3,142千円	2,199千円
ニホンジカ	415千円	291千円
サル	1,337千円	936千円
ハクビシン	447千円	313千円
ノウサギ	290千円	203千円
カラス類	446千円	312千円
カワウ	0千円	0千円
ゴイサギ・アオサギ	0千円	0千円
合計	6,077千円	4,254千円

#### 2. 被害面積

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	282a	197a
ニホンジカ	30a	21a
サル	124a	87a
ハクビシン	198a	138a
ノウサギ	41a	29a
カラス類	44a	31a
カワウ	0a	0a
ゴイサギ	0a	0a
合計	719a	503a

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	合併以前から旧村単位で捕獲班が整備されていたため、津野町においてはそれに準じて各地区猟友会と連携して、捕獲体制の構築が成されてきた。 町指定の有害鳥獣についての捕獲報奨金制度も継続して	狩猟者の高齢化に伴い、新規狩猟者の確保・育成が急務となっている。 さらに、有害鳥獣は増加傾向にあり、被害・生息区域ともに拡大しているため、周辺の市町村と連

	実施している。 また、狩猟者が減少傾向にあることから、免許維持費用の補助を実施し、既免許所持者の継続や新規免許取得者の確保に取り組んできた。	携した一斉捕獲の実施が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	住民合意による野生鳥獣を近づけない集落環境の整備や侵入防護柵の設置を支援した。津野町内は山間部が大部分を占めており、散在している農地が多いことから国、県、町の各事業を導入し、防護柵の整備拡大に努めた。	防護柵の適切な維持管理を継続していくため、定期的な点検をしていく必要がある。
生息環境管理その他の取組	鳥獣の習性、被害防止技術等に関する研修会について関係者に周知した。	有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い（緩衝帯の整備）や餌付けをなくすなど住民に対する啓発活動が課題となっている。

#### (5) 今後の取組方針

<p>津野町における令和6年度の被害金額は6,077千円、被害面積は719aとなっている。主な被害としてイノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ、カラス類による水稻、雑穀、野菜、果樹といった農作物への被害が挙げられる。</p> <p>津野町では被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和6年度より30%減の4,254千円、503aとする。</p> <p>これまで津野町では、有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置による被害対策を実施してきた。</p> <p>今後は、上記したことを一層推進し、周辺市町村との連携に努めると共に、地域が主体となって被害対策ができるよう、現地研修会や講演会などを開催し、有害鳥獣を近づけない集落環境づくりを行っていく。</p> <p>また、行政としても免許維持費用の補助や狩猟免許を取得する際のサポートを継続的に実施し、既免許所持者の継続、新規免許取得者の確保に取り組んでいく。有害鳥獣の分布・被害状況調査や人家等へ出没した場合などの緊急時対応も行政内で整備していく。</p> <p>※今後の計画</p> <p>①地域の意識改革に努め、被害対策の確立に向け取り組む。</p> <p>②捕獲と防護柵の両面での被害対策を推進する。</p> <p>③実施隊の設置を検討し、被害調査や巡回指導等の被害対策に取り組む。</p>
---

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

須崎地区猟友会各支部	農林業者等からの依頼を受けて、各支部ごとに結成された捕獲班が有害鳥獣の捕獲を行う。
津野町鳥獣被害対策実施隊	須崎地区猟友会各支部と連携。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ、カラス類、カワウ、ゴイサギ・アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲機材（箱わな、囲いわな、くくりわな）の導入。</li> <li>・ 狩猟免許取得のための事前講習会講習料を補助し、狩猟者の確保、育成に努める。</li> <li>・ 狩猟免許の維持管理に係る費用の補助を実施する。</li> <li>・ 防護柵の設置に対して補助を行う。また、防護柵の維持管理のため、防護柵設置状況の点検を実施する。</li> </ul>
R9年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ、カラス類、カワウ、ゴイサギ・アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲機材（箱わな、囲いわな、くくりわな）の導入。</li> <li>・ 狩猟免許取得のための事前講習会講習料を補助し、狩猟者の確保、育成に努める。</li> <li>・ 狩猟免許の維持管理に係る費用の補助を実施する。</li> <li>・ 防護柵の設置に対して補助を行う。また、防護柵の維持管理のため、防護柵設置状況の点検を実施する。</li> </ul>
R10年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ、カラス類、カワウ、ゴイサギ・アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲機材（箱わな、囲いわな、くくりわな）の導入。</li> <li>・ 狩猟免許取得のための事前講習会講習料を補助し、狩猟者の確保、育成に努める。</li> <li>・ 狩猟免許の維持管理に係る費用の</li> </ul>

		<p>補助を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵の設置に対して補助を行う。また、防護柵の維持管理のため、防護柵設置状況の点検を実施する。</li> </ul>
--	--	---

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>津野町においては有害鳥獣捕獲（狩猟期除く）による捕獲頭数が令和4年度441頭、令和5年度256頭で、令和6年度は575頭と捕獲実績は増加傾向にある。比例して生息数も増加していると推定されるため、農作物への被害は未だに絶たない状態である。この点を鑑みて、最多である令和6年度捕獲頭数を参考に、捕獲計画数を580頭とする。</p> <p>② ニホンジカ</p> <p>以前は旧東津野村区域のみで捕獲されていたが、近年、旧葉山村区域でも捕獲頭数が増加し、生息範囲が拡大している。</p> <p>有害鳥獣捕獲（狩猟期除く）による捕獲頭数が令和4年度185頭、令和5年度237頭、令和6年度256頭で、捕獲頭数は増加傾向であるため、令和8年度以降も継続して捕獲に取り組むこととし、最多である令和6年度捕獲頭数を参考に、捕獲計画数を260頭とする。</p> <p>③ サル</p> <p>サルについては群れの見撃情報が多く寄せられ、農作物への被害も深刻なことから、生息数が増加していると想定される。捕獲頭数（非狩猟鳥獣のため年間実績）は令和4年度は51頭、令和5年度は34頭、令和6年度は62頭。近年、捕獲実績が増加傾向にあり、比例して生息数も増加していると推定されるため、最多である令和6年度捕獲見込み頭数を参考に、捕獲計画数を65頭とする。</p> <p>④ ハクビシン</p> <p>ハクビシンによる野菜や果樹等への食害が年間を通して問題となっている。有害鳥獣捕獲（狩猟期除く）による捕獲頭数が令和4年度92匹で、令和5年度53匹、令和6年度255匹。捕獲実績が増加傾向にあり、令和8年度以降も継続して捕獲に取り組むこととし、最多である令和6年度捕獲頭数を参考に、捕獲計画数を260匹とする。</p>

⑤ ノウサギ

ノウサギによる稲や野菜等への食害報告が、近年増加してきており、令和2年度11月15日より被害防止計画に追加した。有害鳥獣捕獲（狩猟期除く）による捕獲頭数が令和4年度11羽、令和5年度28羽、令和6年度は65羽である。令和8年度以降も継続して捕獲に取り組むこととし、最多である令和6年度捕獲頭数を参考に、捕獲計画数を70匹とする。

⑥ カラス類

カラス類による野菜や果樹等への食害が問題となっている。有害鳥獣捕獲（狩猟期除く）による捕獲羽数が令和4年度5羽、令和5年度8羽、令和6年度14羽である。捕獲羽数は増加傾向にあり、農作物への被害が後を絶たない状態であるため、令和8年度以降も継続して捕獲に取り組むこととし、最多である令和6年度捕獲羽数を参考に、捕獲計画数を20羽とする。

⑥ カワウ

令和6年度については具体的な被害の報告は無かったものの、全国的に近年魚類への食害が深刻な問題となっている。有害鳥獣捕獲（狩猟期除く）による捕獲羽数は令和4年度14羽、令和5年度8羽、令和6年度17羽である。捕獲羽数は増加傾向にあり、いまだに新莊川流域及び四万十川流域での被害が深刻である。また、行動範囲が広いため一度追い払っても数日後再び現れて、被害が収まる気配がない。そのため令和8年度以降も継続して捕獲に取り組むこととし、最多である令和6年度捕獲羽数を参考に捕獲計画数を20羽とする。

⑦ ゴイサギ・アオサギ

サギ類による魚類への食害が深刻な問題となっており、新莊川流域及び四万十川流域での被害が深刻である。近年では、水稻への被害も報告されている。有害鳥獣捕獲（狩猟期除く）による捕獲羽数は令和4年度19羽、令和5年度10羽、令和6年度8羽である。捕獲羽数は横ばい状態にあるが、いまだに被害が収まる気配がないため、令和8年度以降も継続して捕獲に取り組むこととし、最多である令和4年度捕獲羽数を参考に、捕獲計画数を20羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	580	580	580
ニホンジカ	260	260	260
サル	65	65	65
ハクビシン	260	260	260
ノウサギ	70	70	70
カラス類	20	20	20
カワウ	20	20	20
ゴイサギ・アオサギ	20	20	20

捕獲等の取組内容
<p>銃器・わなを用いて4月1日から11月14日までイノシシ、ニホンジカを対象に、また、4月1日から11月14日、翌年2月16日から3月31日までハクビシン、ノウサギ、カラス類、カワウ、サギ類を対象に捕獲を行う。サルは年間通して駆除を行う。</p> <p>対象区域は津野町全域である。なお、区域は旧村単位で分けるものとする。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	金網柵 586m	金網柵 5,000m	金網柵 5,000m
ニホンジカ	金網柵 0m	金網柵 1,000m	金網柵 1,000m
サル	電気柵 274m	電気柵 500m	電気柵 500m

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵配布時に設置者に対して適切な管理方法等を指導する。関係機関と連携し、防護柵設置状況の点検を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵配布時に設置者に対して適切な管理方法等を指導する。関係機関と連携し、防護柵設置状況の点検を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵配布時に設置者に対して適切な管理方法等を指導する。関係機関と連携し、防護柵設置状況の点検を実施する。</li> </ul>
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵配布時に設置者に対して適切な管理方法等を指導する。関係機関と連携し、防護柵設置状況の点検を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵配布時に設置者に対して適切な管理方法等を指導する。関係機関と連携し、防護柵設置状況の点検を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵配布時に設置者に対して適切な管理方法等を指導する。関係機関と連携し、防護柵設置状況の点検を実施する。</li> </ul>
サル	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵配布時に設置者に対して適切な管理方法等を指導する。関係機関と連携し、防護柵設置状況の点検を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵配布時に設置者に対して適切な管理方法等を指導する。関係機関と連携し、防護柵設置状況の点検を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵配布時に設置者に対して適切な管理方法等を指導する。関係機関と連携し、防護柵設置状況の点検を実施する。</li> </ul>

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

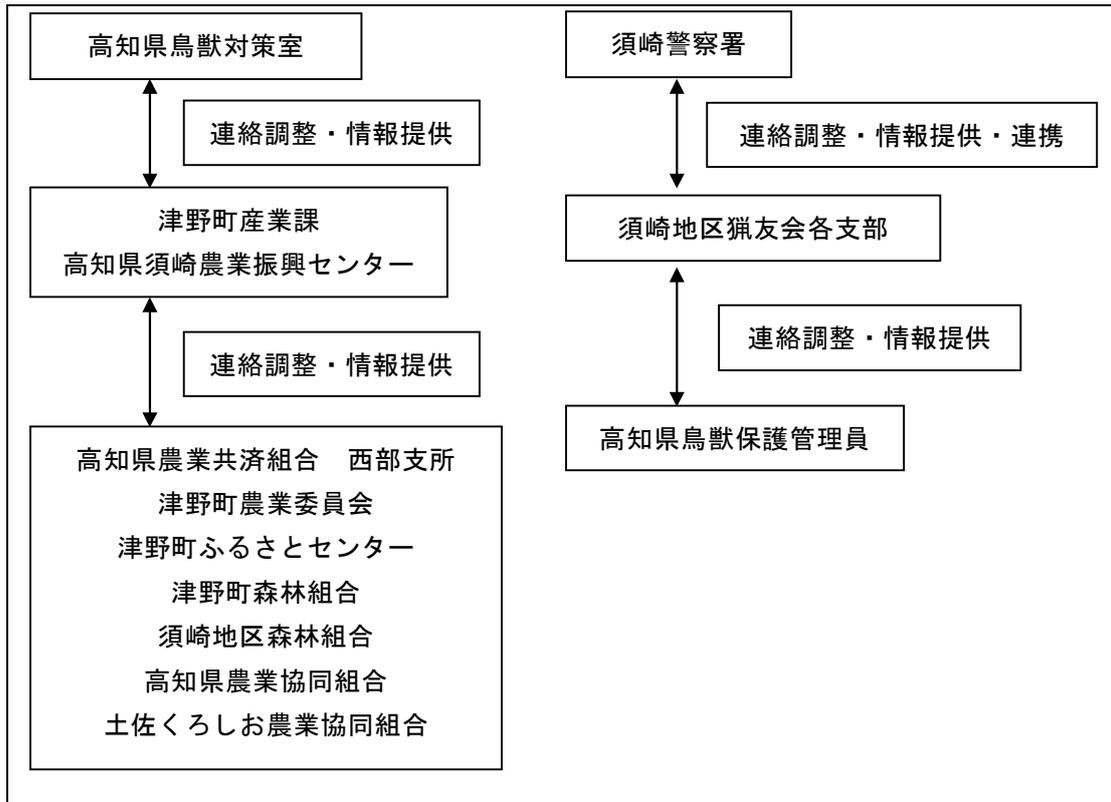
年度	対象鳥獣	取組内容
R8年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ、カラス類、カワウ、ゴイサギ・アオサギ	耕作放棄地の刈り払い（緩衝帯の整備）を実施する。地区や関係者向けの研修会の実施を検討する。
R9年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ、カラス類、カワウ、ゴイサギ・アオサギ	耕作放棄地の刈り払い（緩衝帯の整備）を実施する。地区や関係者向けの研修会の実施を検討する。
R10年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ、カラス類、カワウ、ゴイサギ・アオサギ	耕作放棄地の刈り払い（緩衝帯の整備）を実施する。地区や関係者向けの研修会の実施を検討する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
津野町産業課	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
須崎地区猟友会各支部	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動
高知県須崎農業振興センター	各関係機関との連絡、調整、情報収集・提供
高知県鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
高知県農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
土佐くろしお農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
高知県農業共済組合 西部支所	地域巡回、情報収集・提供
津野町森林組合	地域巡回、情報収集・提供
須崎地区森林組合	地域巡回、情報収集・提供
津野町農業委員会	地域巡回、情報収集・提供
津野町ふるさとセンター	地域巡回、情報収集・提供
須崎警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者本人により捕獲等をした現場で埋設することとする。ただし、豚熱等の感染症拡大の可能性がある場合等については、必要に応じて適切な防疫処理を行い埋設処分する。また、獣種によって食品等への活用が可能な場合は近隣市町の加工施設への持ち込みを検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在は、イノシシ、シカ等は捕獲した狩猟者が食材として自家消費している他、旧葉山地域の一部の狩猟者が須崎市のジビエ浦ノ内企業組合に捕獲個体を持ち込み食品として加工、販売されている。今後も食品としての活用方法や加工施設の情報を狩猟者に周知することで食品としての利用を推進していく。
ペットフード	現在ペットフードとしての利用はしておらず状況に応じて今後検討を行う。

皮革	現在皮革としての利用はしておらず状況に応じて今後検討を行う。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	状況に応じて今後検討を行う。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし
------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

狩猟者を対象とした講習会等の開催を検討する。
------------------------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	津野町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
津野町産業課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
須崎地区猟友会各支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う
高知県須崎農業振興センター	国・県よりのアドバイザーとして、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
高知県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
高知県農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・被害防止対策の情報提供を行う。
土佐くろしお農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・被害防止対策の情報提供を行う。
高知県農業共済組合 西部支所	有害鳥獣関連の被害情報の提供。
津野町森林組合	森林管理を通して対象地域を巡回し、林地での被害情報の提供を行う。
須崎地区森林組合	森林管理を通して対象地域を巡回し、林地での被害情報の提供を行う。

津野町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行うとともに、耕作放棄地防止活動などの実施。
津野町ふるさとセンター	有害鳥獣関連情報の提供を行うとともに、駆除有害鳥獣の加工利用。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県鳥獣対策課	オブザーバーとして津野町有害鳥獣被害対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成26年2月10日 構成：市町村職員 実施隊が行う被害防止施策： 集落点検見回り、生息・被害調査、広報・啓発、侵入防止柵の設置 等 事務局：津野町産業課
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>町内における農林産物の被害は深刻な状態に陥っている。また、山間部を中心として高齢化が進んでいるため、侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備が限界集落の多い地域では困難な状態である。</p> <p>そこで、広範囲の被害防止対策（侵入防護柵の設置、緩衝帯の整備）を講じる場合に、集落、地域住民のみでの対策が困難な場合には関係機関に応援を要請することを検討する。</p>
---

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策に関して、講演会、情報交換会、現地研修会を開催する。</li> <li>・電気柵の定期的な点検を実施し、人的被害が起きないように努める。</li> </ul>
---